

令和3年度 農地中間管理事業の推進方針

令和3年3月

静岡県経済産業部
(一社)静岡県農業会議(農業委員会ネットワーク機構)
(公社)静岡県農業振興公社(農地中間管理機構)
静岡県農業協同組合中央会
静岡県土地改良事業団体連合会

本県農業が成長産業として発展していくためには、ビジネス経営体や認定農業者等の担い手を核とした力強い農業構造を構築していくことが重要である。

このため、農地中間管理事業（以下、「農地バンク事業」という。）による担い手への農地の集積・集約化を一層推進し、担い手の農業経営の規模拡大、省力化・低コスト化を支援する。

令和元年度の農地バンク事業関連法の改正に伴い、行政及び農業委員会がより主体的に農地の集積・集約化に取り組むことが明確化されるとともに、手続きの簡素化、農地利用集積円滑化事業との統合一体化を進めることとなった。

これを受け、本県においても新制度への移行を滞りなく進めるとともに、現場の関係者における役割分担の明確化と一層の連携強化を促し、関係者が一丸となって、農地バンク事業の推進に取り組んでいく。

特に、令和元年度から実質化の取組を開始した「人・農地プラン」については、関係機関や農業委員・農地利用最適化推進委員が連携し、工程表に基づき、地域の話合いによるプランの作成及び実行に取り組んでいく。その上で、近い将来、耕作者が不在となる農地や、地域において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（以下、「中心経営体」という。）を明確にし、中長期的な農地の集積・集約化を見据えた担い手とのマッチングを進めていく。

また、農業農村整備事業と連動した農地バンク事業の取組を強化することで、担い手への農地の集積・集約化を一層推進する。

1 農地バンク事業による農地集積目標

農地バンク事業を活用した農地集積面積	1,200ha
--------------------	---------

※市町毎の農地集積目標面積は別紙参照

2 重点的な推進事項

(1) 人・農地プランの実質化と農地バンク事業を連動させた推進

- ・ 市町が中心となり、農業委員会、JA、土地改良区、農地中間管理機構（以下、「農地バンク」という。）及び県農林事務所等の関係機関からなる「推進チーム」を組織し、関係機関と連携の上、アンケートに基づく農地情報の図示化を進めるとともに、地域の話合いに基づく中心経営体への農地の集約化に係る将来方針等を取りまとめ、人・農地プランの実質化に取り組む。
- ・ さらに、プラン実質化済みの地域においては、耕作者が不在、または不在となると予想される農地について、プランの方針に基づき、中心経営体への中長期的な農地の集積・集約化を、農地バンク事業の活用により推進する。
- ・ 県は、産地の維持・発展や担い手育成等の専門的な観点から、地域の話合いへの助言等を行うほか、プラン実質化の工程表を未作成の地域がある市町に対し、将来に亘り守るべき農地を明確にし、その地域においては全域で工程表を作成し、実質化を促進するよう支援していく。
- ・ また、市町を跨ぐ広域での農地と担い手とのマッチングを実施するため、農地バンクに「人・農地調整員」を設置し、担い手不在の地域におけるプランの実行を支援する。

（２）重点実施区域における農地バンク事業の着実な推進

- ・ 農地バンク事業の重点実施区域（以下、「重点実施区域」という。）での農地集積・集約化を推進するため、推進チームにおいて、以下のとおり進捗管理を行い、計画的かつ着実な農地バンク事業活用の促進を図る。
- ・ 重点実施区域での具体的な取組については、取組区域ごとに取組方針や集積目標面積を定めて計画的に推進する。
- ・ 県農林事務所ごとに定期的に「地域連絡会議」を開催し、市町、農業委員会、JA、土地改良区等で、プランの取組状況の確認や、重点実施区域での農地集積の進捗管理、課題の共有、対応策の検討を行い、必要な対策を講じる。
- ・ また、プランが実質化した地域では、プランの実行を加速化するため、継続的に話合いを開催し、農地集積・集約化の機運が高まった地域については、重点実施区域に位置づけるよう働きかけ、関係機関で連携した集中的な推進を図る。
- ・ 県庁の農業・農地連携推進会議等の場において、県農林事務所を通じ重点実施区域の進捗状況の管理を行い、助言・支援を行う。

（３）農業農村整備事業と連動した農地バンク事業の着実な推進

- ・ 農地中間管理機構関連農地整備事業（以下、「機構関連事業」という。）などの農業農村整備事業と連動し、事業実施区域内における農地バンク事業の活用を推進するため、事業計画策定段階から、県農林事務所が中心となり、県、市町、農地バンク、JA、土地改良区等関係団体による「事業調整検討会」を開催し、関係

機関が連携した一体的な推進を図る。

- ・ 機構関連事業については、事業申請時に農地バンクに利用権設定されていることが必要となるため、「事業調整検討会」において各機関が全体スケジュールを共有する。特に基盤整備事業実施後に、補助事業等により改植や生産関連施設・機械の整備を予定している場合は、各事業関係担当及び関係機関との連携を図り、円滑な事業実施に留意する。
- ・ 農業農村整備事業と農地バンク事業に係る関係機関の連携強化を図るため、県、農地バンク、静岡県農業会議（以下、「農業会議」という。）、静岡県農業協同組合中央会（以下、「JA静岡中央会」という。）及び静岡県土地改良事業団体連合会（以下、「県土連」という。）は、定期的に五者会議を開催する。
- ・ 優良農地の整備、貸付けを一体的に推進するため、農地バンクは、必要に応じて、農地耕作条件改善事業、果樹経営支援対策事業等の事業主体となり、農地の集積・集約化の条件整備に取り組む。

（４）補助事業と農地バンク事業を連動させた推進

- ・ 荒廃農地再生・集積促進事業、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、茶園集積推進事業など各種補助事業の実施と連動した農地バンク事業の活用を推進するため、推進チームは、補助事業の説明会等の機会を利用して積極的にPRを行う。
- ・ 補助事業の相談があった際には、これを契機とした農地バンク事業の活用に向けて、前述の事業調整検討会を開催し、関係機関が連携した一体的な推進を図る。

（５）次代を担う農業経営体の育成と農地バンク事業を連動させた推進

- ・ 県農林事務所に設置した農業経営体を伴走支援する普及指導員の専任チームの活動による、農業経営の法人化の支援や、認定農業者、新規就農者、ビジネス経営体等の育成支援と併せ、関係機関が連携して農地バンク事業による農地の集積・集約化に取り組む。
- ・ 新規就農者の確保・育成を図るため、がんばる新農業人支援事業の地域受入連絡会の構成員であるJA、市町、農業委員会、県農林事務所など関係機関と農地バンクが連携し、農地バンクが就農予定農地を中間保有する取組を進める。

（６）利用権満期更新時等における農地バンク事業の活用推進

- ・ 法改正に伴う農地バンク事業と農地利用集積円滑化事業（以下、「円滑化事業」という。）の統合一体化に伴い、県、農地バンク、市町、JA、農業委員会など関係機関は、円滑化事業の利用権が満期を迎える農地について、農地バンク事業への着実な切替えを図る。
- ・ 経営規模を拡大し、効率的かつ安定的な経営を目指す担い手については、賃料支

払や貸借期間、集約化等の面において、農地バンク事業のメリットが大きいため、担い手支援の観点からも利用権設定等促進事業等からの切替えを計画的に推進する。

- ・ 書面での契約によらない農地の貸借については、法に基づく適正な農地利用のため、安定的な農地の貸借が可能となる農地バンク事業の活用を推進する。

(7) 集積計画一括方式による農地バンク事業の推進

- ・ 農地の受け手が決まっている場合については、手続き期間の短縮や事務手続きの簡素化のメリットを生かし、原則として集積計画一括方式による手続きを行うこととし、一層の農地バンク事業の推進を図る。

3 関係機関等との連携による農地バンク事業の推進

令和元年度の法改正を契機として策定された、「農地バンク 5 年後見直しを踏まえた関係機関との連携の強化について」（令和元年 7 月 10 日付け経済産業部長通知）、「農地の集積・集約化に向けた人・農地プランの実質化に係る推進方針」（令和元年 8 月 9 日付け農業ビジネス課長通知）、「農地バンク事業の一層の推進に向けた関係機関による連携の進め方」（令和 2 年 3 月 30 日付け農業ビジネス課長通知）により、県や市町段階における関係機関の連携体制を強化し、農地バンク事業の取組を一層推進する。

(1) 主要関係機関の役割

- ・ 市町が設置する「推進チーム」は、人・農地プラン実質化及び実行、農地バンク事業の推進を行う。
- ・ 県農林事務所は、管内の農地バンク事業を円滑に進めるため、市町ごとの「推進チーム」において、専門的な観点から助言・支援を行う。
- ・ 県農林事務所が開催する「事業調整検討会」では、関係機関で情報を綿密に共有し、一体的な事業推進を図る。
- ・ J A が中心となって関係機関と協力し、円滑化事業から農地バンク事業への切替え手続きを着実に進めていく。
- ・ 農地バンクは、市町や J A 等との業務委託契約の締結により円滑な農地バンク事業実施に努める。
- ・ 農地バンクの人・農地調整員は、市町を越える広域での担い手と農地のマッチングについて、県、市町、農業委員会と連携して調整を行う。また、牧之原台地を中心とした茶園での農地集積・集約化を推進する。
- ・ 農業委員・農地利用最適化推進委員は、「農地利用の最適化」を推進するため、農地の利用状況、利用意向を把握し、地域の話合いが円滑に進むよう、積極的に関

与する。

- ・ 農業会議、県、農地バンクは、農地等の利用の最適化活動と連動した農地バンク事業の活用を推進するため、農業委員・農地利用最適化推進委員等を対象とした研修会を開催する。

(2) 担い手組織等との連携

- ・ 農地バンクと連携協定を締結した担い手組織8団体（静岡県農業経営士協会、静岡県青年農業士会、静岡県認定農業者協会、静岡県農業青年クラブ、静岡県農業法人協会、静岡県農業参入法人研究会、静岡県稲作研究会、JA静岡青壮年連盟）との連携活動を強化するため、これら団体の総会、理事会、研修会などの様々な機会をとらえ、農地バンク事業の周知・理解促進を図る。

4 農地バンク事業の周知徹底と制度理解の促進

- ・ 農地バンク事業の周知徹底と制度理解の促進を図るため、県、市町、農業委員会、JA、農地バンクなど関係機関は、必要な時に必要な情報が提供できるよう、広報紙やホームページ、リーフレットなどの媒体を活用して継続的な広報を実施する。
- ・ また、上記広報や各関係機関が主催・参加する機会を捉え、制度改正や、国、他都道府県の動向、実施事例等の周知を図り、一層の事業理解を促進する。

5 各地域の取組の展開方向

(1) 賀茂地域

- ・ 令和2年度に実質化された人・農地プランをもとに、関係機関と連携して農地バンク事業を活用した担い手への農地集積・集約化を推進する。
- ・ 円滑化事業及び利用権満期案件の農地バンク事業への切換えについて、関係機関との連携をもとに推進する。特に面積の大きな案件に関しては市町、機構等とともに現場で説明を行い強く推進する。
- ・ 河津町見高地区、南伊豆町湊地区・竹麻地区・南上地区、松崎町小山地区等のまとまった荒廃農地については、基盤整備事業や企業参入等による荒廃農地解消及び農地バンク事業の活用を推進する。

(2) 東部地域

- ・ 将来にわたり守るべき農地全域において、市町が作成した人・農地プラン実質化工程表に基づき、同種取り決めの活用等により、人・農地プランの実質化を推進し、農地バンク事業の活用を図る。
- ・ 沼津市原・愛鷹地区、御殿場市板妻地区、印野地区、伊豆の国市浮橋地区、その

他伊豆市等のまとまった荒廃農地については、基盤整備事業や企業参入等による集積を推進する。

- ・ 円滑化事業による貸借を行っている農地については、農地バンク事業への切替えを計画的に進めるよう支援する。

(3) 富士地域

- ・ 富士市では、水田地帯の富士東部・浮島地区で、農地バンク事業を活用した担い手への水田の集積・集約化を推進するとともに、間門地域における基盤整備事業の実施と併せた、茶園の担い手への集積を推進する。
- ・ 富士宮市の開拓地区では、人・農地プランの実質化を進めるなかで、酪農の担い手の牧草地の利用実態を明らかにし、今後の集積に活かしていく。また、杉田地区では、経営規模の拡大意向のある露地野菜等の担い手が多いため、人・農地プランの実質化に併せて担い手への農地の集積を推進する。

(4) 中部地域

- ・ 基盤整備事業の推進に合わせて、関係者の意向を調整しつつ事業推進と併せて、担い手への農地集積を推進する。
- ・ 清水区の基盤整備完了地区では、土地改良区や農地利用最適化推進委員等と連携した取組により、担い手へ農地が集積する仕組みが機能するよう支援する。
- ・ J Aしみず柑橘産地構造改革計画、J A静岡市柑橘産地構造改革計画、J Aしみず三保・駒越地域産地計画（仮）等同種取決めの活用により、人・農地プランの実質化を図り、担い手への集積・集約化を推進する。

(5) 志太榛原地域

- ・ 人・農地プランの実質化に向けた話合いに基づき担い手への集積・集約化を推進する。
- ・ 牧之原台地や北部中山間地域の茶園地帯では、生産性の向上に向けた基盤整備等、担い手による話合いを行い、農地バンク事業による集積・集約化を推進する。
- ・ 焼津市やハイナン地区の水田地帯では、水稻、レタスなど、作物の安定生産及び省力化に向け、基盤整備事業等を推進し、農地バンク事業による担い手の経営規模拡大を推進する。

(6) 中遠地域

- ・ 水田では、大規模水稻経営体の育成に向けて、大区画化や耕作条件の改善に係る基盤整備と併せて農地の集積・集約化を推進する。また、今後、円滑化事業満期を迎える水田について、農地バンク事業への切替えを推進するとともに、その機

会をとらえ、新規掘り起こしや利用権設定等促進事業からの切替えを推進する。

- 茶園では、継続性の高い茶業経営体を育成するため、茶農協等の共同工場の組織再編や基盤整備と併せて担い手への農地集積・集約化を推進する。
- 露地野菜では、産地拡大に向けて、基盤整備事業と併せた推進のほか、水田の期間貸借の拡大や、荒廃農地の担い手への集積による再生・利用の拡大を推進する。
- 新規就農者の育成に向けて、がんばる新農業人支援事業の地域受入連絡会と連携し、研修生の就農地の確保のために農地バンクが農地を中間保有する取組を活用する。

(7) 西部地域

- 浜松市浜北区や湖西市白須賀地区等では、人・農地プランの実行を支援する中で農地集積を進めるなど、地域の特性に合わせた方法で農地バンク事業を推進する。
- 浜松市の重点実施区域である三ヶ日地区や都田上地区、大平地区などにおいては、基盤整備事業と連動した農地バンク事業を推進する。
- 担い手の経営に合わせた農地バンク事業の具体的なメリットを提案し、関係機関と連携しながら利用権設定等促進事業等からの切替えを推進する。

令和3年度 農地中間管理事業の集積目標面積	1, 200ha
------------------------------	-----------------

〈市町別集積目標面積〉

農林事務所	市町	令和3年度 集積面積目標 (機構貸付面積)
賀茂農林	下田市	2
	東伊豆町	4
	河津町	3
	南伊豆町	5
	松崎町	3
	西伊豆町	2
		19
東部農林	沼津市	41
	熱海市	1
	三島市	14
	伊東市	8
	御殿場市	25
	裾野市	7
	伊豆市	17
	伊豆の国市	15
	函南町	9
	長泉町	3
	小山町	7
		147
富士農林	富士市	52
	富士宮市	52
		104
中部農林	静岡市	89
		89
志太榛原農林	島田市	60
	焼津市	52
	藤枝市	35
	牧之原市	55
	吉田町	7
	川根本町	8
		217
中遠農林	磐田市	79
	掛川市	80
	袋井市	76
	御前崎市	48
	菊川市	70
	森町	40
		393
西部農林	浜松市	213
	湖西市	18
		231
合計		1,200